鶴岡市要介護認定に係る
認定審査会「簡素化」の実施について

令和８年１０月２８日（水）
鶴岡市介護認定審査会委員現任研修会

１．介護認定審査会の簡素化とは

「介護認定審査会の運営についての一部改正について（老発0323第１号平成30年3月23日付）」に基づき、平成30年4月１日以降の介護認定審査会において審査会の簡素化が実施可能となりました。

簡素化とは

介護認定審査会における二次判定の手続きを簡略化しようと国が示した考え方で、**更新申請**において、一次判定結果が前回の認定結果と同一である等、国の示す基準に基づき、状態が安定しているとみなされた場合に介護認定審査会における二次判定の処理手順を簡略化することができるとされたものです。

なお、認定審査会の簡素化の実施において、申請方法や認定結果の内容等について変更となるものではありません。

【通知】「介護認定審査会の運営についての一部改正について（老発0323第1号平成30年3月23日付）」

（平成30 年４月１日より適用）

○　介護認定審査会の運営について（平成21 年９月 30 日老発第 093006 号）（抄）　　（変更点は下線部）

現行	改正後
（略） （別添）介護認定審査会運営要綱 （略） （新規）	（略） （別添）介護認定審査会運営要綱 （略） ５　認定審査会の簡素化 以下の(1)から(6)の全ての要件に合致する場合、「３　審査及び判定」及び「４　認定審査会開催の手順」の規定によらず、認定審査会を簡素化して実施することとしても差し支えない。 (1)審査対象者が、介護保険法第７条第３項第１号または同条第４項第１号に定める者であること (2)介護保険法第 28 条に定める要介護更新申請又は第 33 条に定める要支援更新申請であること (3)一次判定（４の２）の(1)に定める「一次判定の修正・確定」を行う前のもの。以下本項において同じ。）における要介護度が、前回認定結果の要介護度と同一であること (4)現在の認定有効期間が 12 か月以上であること (5)一次判定における要介護度が「要支援２」又は「要介護１」である場合、別紙２－３の表９に定める状態の安定性判定ロジックの判定結果が「不安定」でないこと (6)一次判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと ・29 分以上 32 分未満 ・47 分以上 50 分未満 ・67 分以上 70 分未満 ・87 分以上 90 分未満 ・107 分以上 110 分未満

簡素化の対象要件

簡素化の対象となる要件は、次の6要件を満たす場合です。

(1) 第1号被保険者であること

(2) 更新申請であること

(3) コンピュータ判定（1次判定）結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度と一致していること

(4) 前回認定の有効期間が12か月以上であること

(5) コンピュータ判定（1次判定）結果が「要支援2」または「要介護1」の場合、状態の安定性判定ロジックが「安定」であること

(6) コンピュータ判定（1次判定）結果の要介護認定等基準時間が、「一段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」でないこと

2．簡素化導入にむけた社会保障審議会資料（H28）

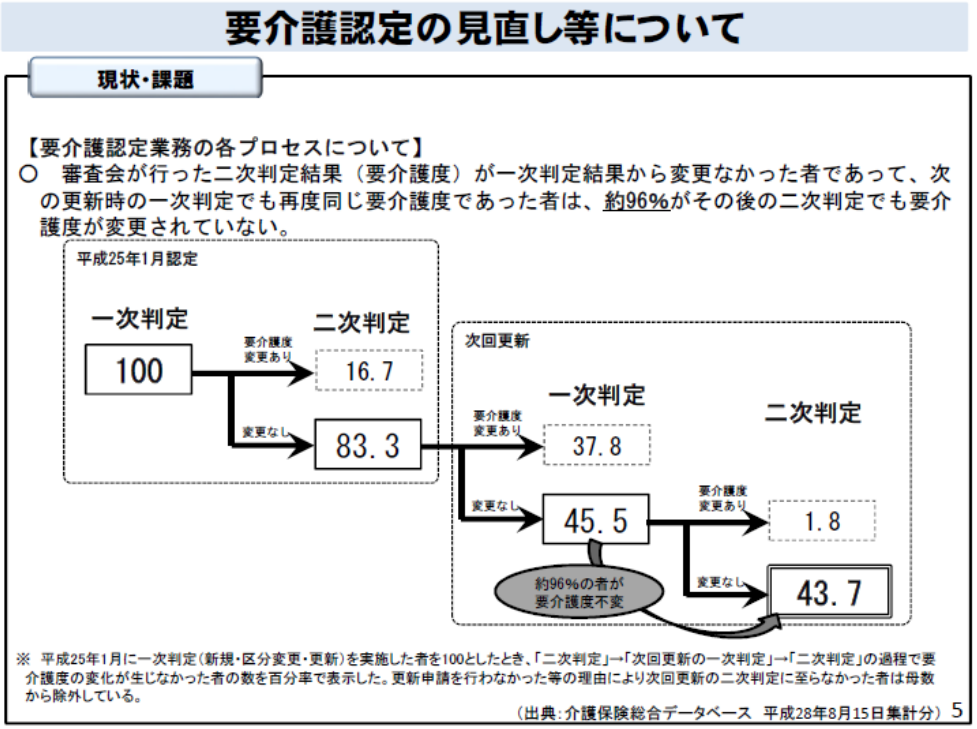

①２次判定結果が1次判定のままなのは全調査の83%

新規、区分変更、更新申請全ての要介護認定調査について、認定調査と主治医意見書をもとにコンピュータで判定された1次判定結果（要介護度）が、審査会を経てそのまま変わらずに要介護認定となる割合は83・3%となっています。

②1次判定が変更にならずに要介護認定になったケースの更新申請では、４５．５%が前回の介護度と同じ

２次判定結果が変わらなかった 83.3%のケースについて、6～24か月後に更新申請で要介護認定調査を行った結果、1次判定が前回調査時の要介護度と変わらなかったケースは 45.5%となっています。

さらにこの 45.5%のケースについて、前回同様に2次判定結果が1次判定のままであった割合は96%であったとの調査結果が出ています。

3．簡素化導入にむけた取組周知

【通知】介護認定審査会の簡素化に関する取組事例の周知について（令和5年5月8日厚労省老健局事務連絡）

事　務　連　絡
令和５年５月８日

各 (都道府県 / 市町村 / 広域連合 / 一部事務組合) 介護保険担当課御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護認定審査会の簡素化に関する取組事例の周知について

介護保険行政の円滑な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

要介護認定は、認定調査票及び主治医意見書を基に、介護認定審査会における総合的な判断を経て決定しており、適正かつ公平な審査が必要です。

一方で、要介護認定を受けている高齢者が増加する中、より適切なサービスを提供する観点から、各保険者が要介護認定を速やかかつ適正に実施することが求められます。

そのため、平成30年度から、更新申請の場合であって、一次判定結果が前回の認定結果と同一である等、一定の要件を満たす場合には、介護認定審査会を簡素化して実施することが可能となっております。

今般、簡素化の取組を実施している自治体にヒアリング調査を行い別添の通りとりまとめを行いました。

今後の要介護認定審査業務の参考にして頂きますようお願い致します。

（本件担当）
厚生労働省老健局老人保健課介護認定係
TEL：03-5253-1111（内線3944、3945）
Mail：roukenkaninteei@mhlw.go.jp

令和5年5月、左記通知のとおり、各保険者が要介護認定を速やか且つ適正に実施すること、そのため、簡素化の取組事例も参考にするよう通知されました。

4．簡素化導入状況

○厚生労働省の調査（全体調査）によると介護認定審査会の簡素化を導入している市区町村の割合は、40.0%～44.5%

○山形県内導入市町村：11市町村（令和8年1月1日現在）

実施市町村	簡素化導入時期
山形市	平成30年 4月
酒田市	平成31年 4月
米沢市	平成30年10月
寒河江市	平成30年 6月
天童市	令和　5年 7月
南陽市	平成31年 3月
長井市	令和元年 5月
村山市	平成30年 7月
川西町	令和元年 4月
白鷹町	平成31年 4月
飯豊町	平成31年 4月

５．簡素化実施目的

介護認定審査会の簡素化は、審査の簡略化により審査会委員・事務局の負担を軽減することにより、要介護認定審査件数の増加へも対応する速やかな審査判定、認定審査会の運営を長期的に安定させることを目的に導入された仕組みです。

また、これにより審査判定に要する時間を短縮でき、結果として認定までの所要日数短縮にもつながるものです。

審査会委員・事務局の負担軽減

審査会運営の長期的安定

認定までの所要日数短縮

6．鶴岡市介護認定審査会実績

令和7年度 審査会件数：6,203件

簡素化「可」の割合は、15.5%

7.鶴岡市簡素化の実施方法

（1）実施時期　：　令和8年12月1日以降開催の審査会から

（2）対象要件　：　要件6項目すべてについて満たすもの

（3）審査判定　：　介護認定審査会において、簡素化予定者一覧を確認した上で、一次判定結果を二次判定とします。

（4）有効期間　：　一律 48 か月

※要介護状態が変更した場合は、「区分変更申請」が可能です。
更新対象の方は、そもそも状態変化の申請がない方です。
また、今回の判定後の有効期間中も悪化・重度化等により状態が変更した場合は、
「区分変更申請」が可能です!!

8．審査判定の流れ

一般的な審査判定と簡素化対象者の審査判定は下図の流れで行います。

簡素化対象者の審査判定は、簡素化対象者の「認定審査会対象者一覧」の確認をしていただき、

一次判定どおりの要介護度を審査判定結果とします。

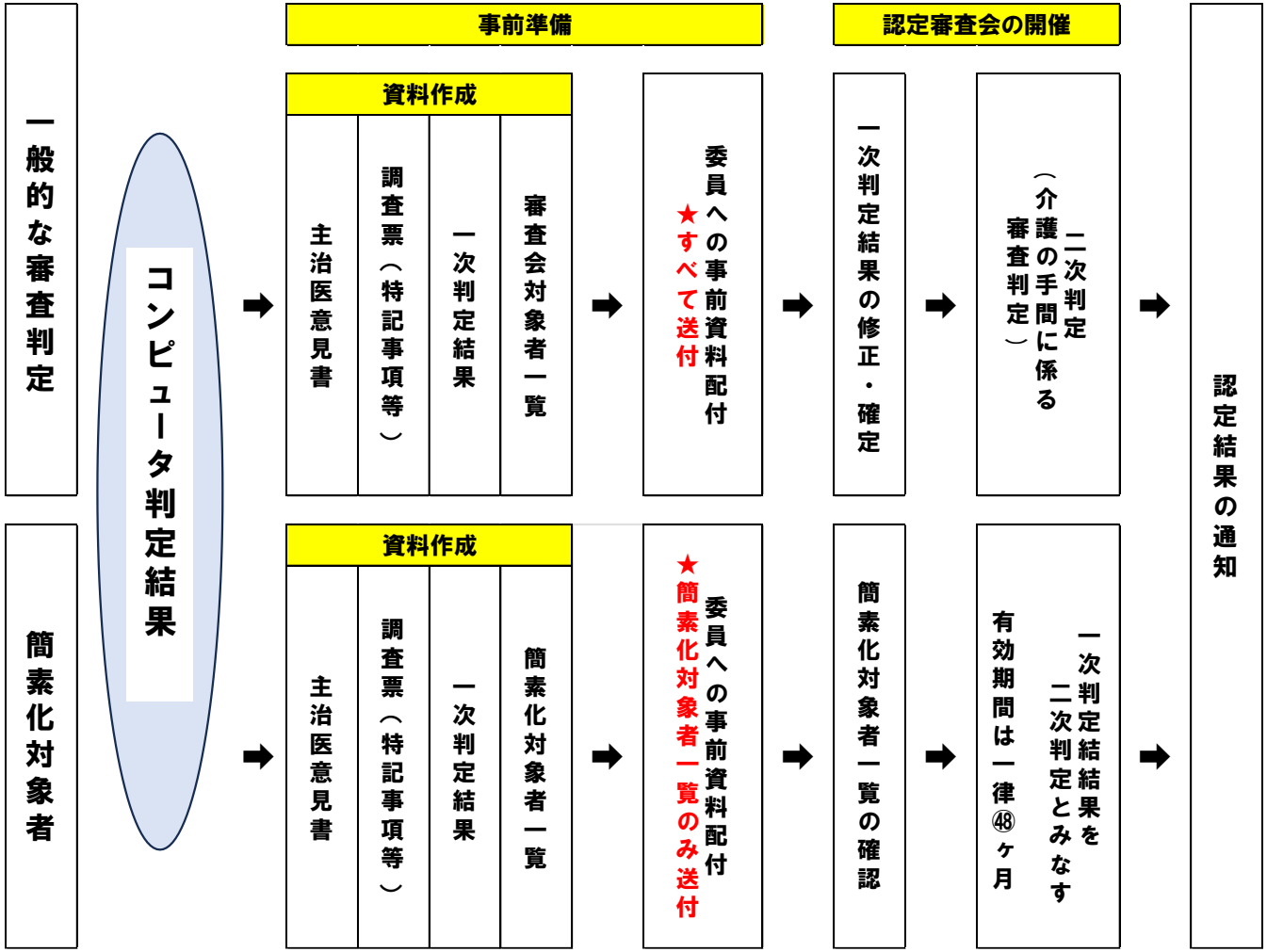

8. 今後の審査会資料等について

通常の審査会対象者とは別に、下記「認定審査会対象者一覧」を郵送します。

審査会当日、一次判定の宣言後、簡素化の二次判定の宣言をしていただきます。

※別添「鶴岡市介護認定審査会進行マニュアル」をご覧ください。

簡素化「可」

認定審査会対象者一覧

令和08年11月27日

合議体番号：000007　令和08年12月01日審査　計： 6 件

合議体名：

No.	性別	年齢	被保険者区分	申請区分	前回 認定審査会結果	前回 認定有効期間	一次判定結果 結果	警告	基準時間	状態の安定性	簡素化判定 前回二次同一	前回期間≧12	状態安定	重度化キワ3分以内	簡素化 可能	除外	予定	二次判定結果 結果	認定有効期間	(要介護1)状態像	簡素化 結果
1	男	79	1	更新	要介護5	12月間	要介護5	有	116.2分	不安定	○	○	○	○	○	-	×	介5	48		
	(審査会意見等)																	特定疾病			
2	女	89	1	更新	要介護3	36月間	要介護3	無	77.5分	不安定	○	○	○	○	○	-	×	介3	48		
	(審査会意見等)																	特定疾病			
3	女	72	1	更新	要介護3	12月間	要介護3	無	80.2分	不安定	○	○	○	○	○	-	×	介3	48		
	(審査会意見等)																	特定疾病			
4	女	81	1	更新	要介護1	36月間	要介護1	無	41.3分	安定	○	○	○	○	○	-	×	介1	48	認知	
	(審査会意見等)																	特定疾病			
5	男	68	1	更新	要支援2	36月間	要支援2	無	35.8分	安定	○	○	○	○	○	-	×	支2	48	安定	
	(審査会意見等)																	特定疾病			
6	男	89	1	更新	要支援1	12月間	要支援1	無	28.7分	安定	○	○	○	○	○	-	×	支1	48		
	(審査会意見等)																	特定疾病			

※通常の審査会対象者については、これまでどおり1回あたり35件前後の審査をお願いします。

このほか、審査会資料を送付する際、準備の整った簡素化対象者のリストを送付します。

※三川町分については除きます。

９．まとめ

簡素化は、状態が安定している方の**二次判定の簡素化**です。

安定しているとする根拠は、**国で示す6項目に該当**する方となります。

認定有効期間中に心身の状態が悪化・重度化する等により要介護状態が変更した場合は、

「区分変更申請」を日頃から受け付けております。

簡素化を実施することで、１回の審査会で取扱える件数が増え、

これにより、認定結果がでるまでの所要日数短縮につながります。

また、**審査会の開催回数の減少**が見込まれ、**審査会委員の負担軽減**につながります。

さらには、**事務局の負担軽減**、**ペーパーレス等経費削減**にもつながります。

今後予想される、要介護認定審査件数の増加、人員不足へも対応する策として

鶴岡市では令和8年１２月から取り入れます。